

子ども・子育て会議	
資料 No. 1	H27, 3, 25

**木津川市子ども・子育て支援事業計画（案）に対する
意見募集（パブリックコメント）結果**

■募集結果

実施期間	平成27年1月5日（月）～2月5日（木）	
公表場所	木津川市ホームページ 子育て支援課・学校教育課・学研企画課 加茂支所・山城支所 中央図書館・加茂図書館・山城図書館	
提出方法	持参 (1件) 郵便 (0件) FAX (0件) Eメール (3件)	
意見数内訳	提案 (2件) 要望 (4件) 質問 (1件)	
案に対する反映度	案の修正 (0件) 今後の参考意見 (0件) 盛り込み済 (1件) その他 (0件)	

■意見に対する木津川市の考え方

□意見 1

子育て支援にかかわる事項について
地域や子育てを見守る関係機関が連携している会議について、教えて欲しい。

[市の考え方]

- ①関係機関が連携を図りながら児童虐待の未然予防、早期発見等の対応に取り組むため、平成20年度に要保護児童対策地域協議会を立ち上げている。
また、民生委員の協力体制等につきましても構築している。
- ②平成25年度からは、養育支援訪問を実施している。
- ③育児や家事の支援事業は、NPO法人や社会福祉協議会で実施されている。
- ④その他の関係機関との連携等につきましては、「第4章」に明記してある。

□意見 2

第4章(2)児童虐待の防止
子どもと2人で家庭に引きこもっている母親の支援がとても大切と考える。
乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の他にどの様な支援を行っているか知りたい。

[市の考え方]

地域子育て支援事業として、子育て支援センターやつどいのひろば等において、交流・相談・情報交換等を行っている。

子育て世帯を支援する事業

※乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業を除く

・養育支援訪問事業	・未入園児サポートセンター事業
・ファミリー・サポート・センター事業	・一時預かり事業
・子育て支援センター事業	・病後児保育事業
・つどいのひろば事業	・子育て短期支援事業

□意見3

乳児家庭全戸訪問事業

第5章の73ページには「生後4か月まで」の乳児とあり、第5章の89ページには「生後2か月まで」の乳児となっている。なぜ月齢が違うのか。

[市の考え方]

国の基準では「生後4か月まで」となっている。

本市の乳児訪問は、乳児家庭全戸訪問事業を兼ねており、より早期（生後2か月まで）に家庭訪問を行うよう努めている。

計画（案）の「生後2か月まで」は、「生後2か月頃」に変更する。

□意見4

②木津川市子ども・子育て支援事業計画

こども園開園で、柔軟な受入体制の構築をお願いする。

保護者の就労状況にかかわらず、柔軟な「子どもの育ちの場」が確保されることは、すべての子育て家庭においての本当の支援になりえるのではないか。

木津川市が住みやすく、誇りと愛着を持って、子どものそのまた子どもまでが住み続けたいと思えるまちになることを願っている。

[市の考え方]

①子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月からスタートする。

新制度では幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園の普及を図っていく。

認定こども園は、保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、就労状況が変化したときでも、通い慣れた園を継続して利用することができる。

また、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童の多い都市部や、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保する。

新制度での教育・保育施設

区分	対象年齢
幼稚園	3～5歳
保育所	0～5歳
認定こども園	0～5歳
地域型保育	家庭的保育
	小規模保育
	事業所内保育
	居宅訪問型保育
0～2歳	

②新制度では、共働き家庭だけでなく、すべての家庭を対象に支援する。一時預かりなど、家庭保護者も利用でき、地域の子育て支援を充実することで、子育てのしやすい環境が整うようになる。

新制度で充実を図る事業

地域子ども・子育て支援事業 ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健診 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業	・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブほか
--	---

③事業計画では、新たな幼保連携型認定こども園の開園を目指す方針を示している。また、既存幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、積極的な支援を行うことも明記している。

□意見5

計画の推進 1. 計画の推進主体と連携の強化

木津川市は、市民の力を活用するNPO法人との協働の形を真剣に考えて頂いているのか、疑問に思う。

具体的には、次世代育成支援地域行動計画にある「子育ての城」を一日も早く作って、活動しやすくし、NPO法人にも指定管理の道を開いて欲しい。

[市の考え方]

事業計画に示すとおり、地域団体、NPO 法人、ボランティア団体等各種団体には、行政で対応が難しい多様なニーズや地域での相談やきめ細かな子育て支援活動に主体的に取り組んで頂けることを期待している。

子ども・子育て支援対策を推進するためには、行政をはじめ関係団体が、それぞれの役割を果たし、連携・協働することが重要だと考えている。

今後とも、地域社会全体で子育ち・子育てを支えていく環境づくりを進め、子育ち・子育ての輪を市全体に広げていきたいので、協力をお願いする。

□意見 6

第 2 章 ②特定以外の事業

次世代育成支援地域行動計画にあった「子育ての城」を早急に作るべき。

特に木津地区には、子育てサークル、子育て支援団体等の活動の場が不足していることは明らか。

利用しやすい場とその運営に適した人さえあれば、子育てサークル等の市民活動はしやすくなり、市民の交流の機会が増え、子育てしやすい住みよい街づくりが推進できる。

[市の考え方]

子育て支援施策を充実するために、次世代育成支援地域行動計画の中に特定事業以外の事業のひとつとして、子育ての城の開設を明記している。

事業には短期的な目標として取り組むものと、中・長期的な目標として取り組むものがあり、子育ての城は、中・長期的な目標として設定している。

□意見 7

第 2 章 ②特定以外の事業

事業計画は保育所入所、幼保一体化の方に重点が置かれ、在宅で保育している親への子育て支援が軽んじられている。

つどいのひろばでの短時間の一時預かり・週 5 日の開設、また 3 歳以上の子どもたちと親が気軽に過ごせる場所として、「子育ての城」の設置等、一日中家庭で保育している親たちのための施策も重視するべき。

[市の考え方]

子ども・子育て支援事業計画は、新制度の給付や事業のニーズ見込量、供給体制の確保の内容、その実施時期等を定めることが計画の中心となる。

事業計画のおもな記載事項

- ・圏域の設定
- ・幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ・幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る供給体制の確保の内容及びその実施時期
- ・幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す取り組みとなっている。

新制度は、すべての子育て家庭を支援する仕組みとなり、家庭での子育ての支援として、一時預かりや地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる地域子育て支援拠点等の充実を図る。

新制度で充実を図る事業

地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none">・利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業・妊婦健診・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none">・子育て短期支援事業・ファミリー・サポート・センター事業・一時預かり事業・延長保育事業・病児・病後児保育事業・放課後児童クラブほか
---------------	---	--